

生駒市条例第 28 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第 5 項第 1 号中「母子世帯等」を「母子世帯」に、「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条の配偶者のない者」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項の配偶者のない女子」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

附 則

この条例は、公布の日から施行する。